

# 輸出産地の形成に向けた取組について

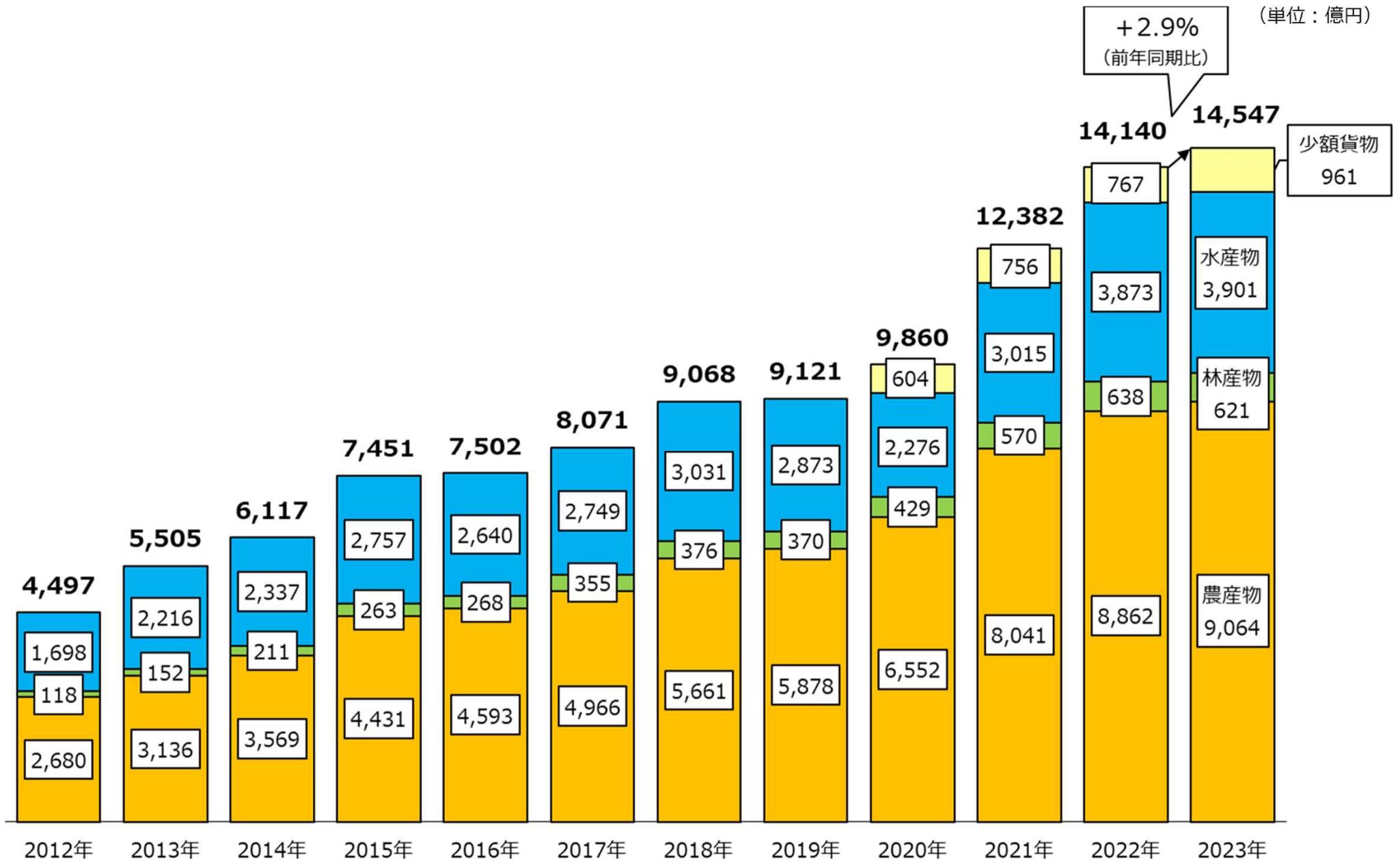


2024年3月

農林水産省

輸出・国際局

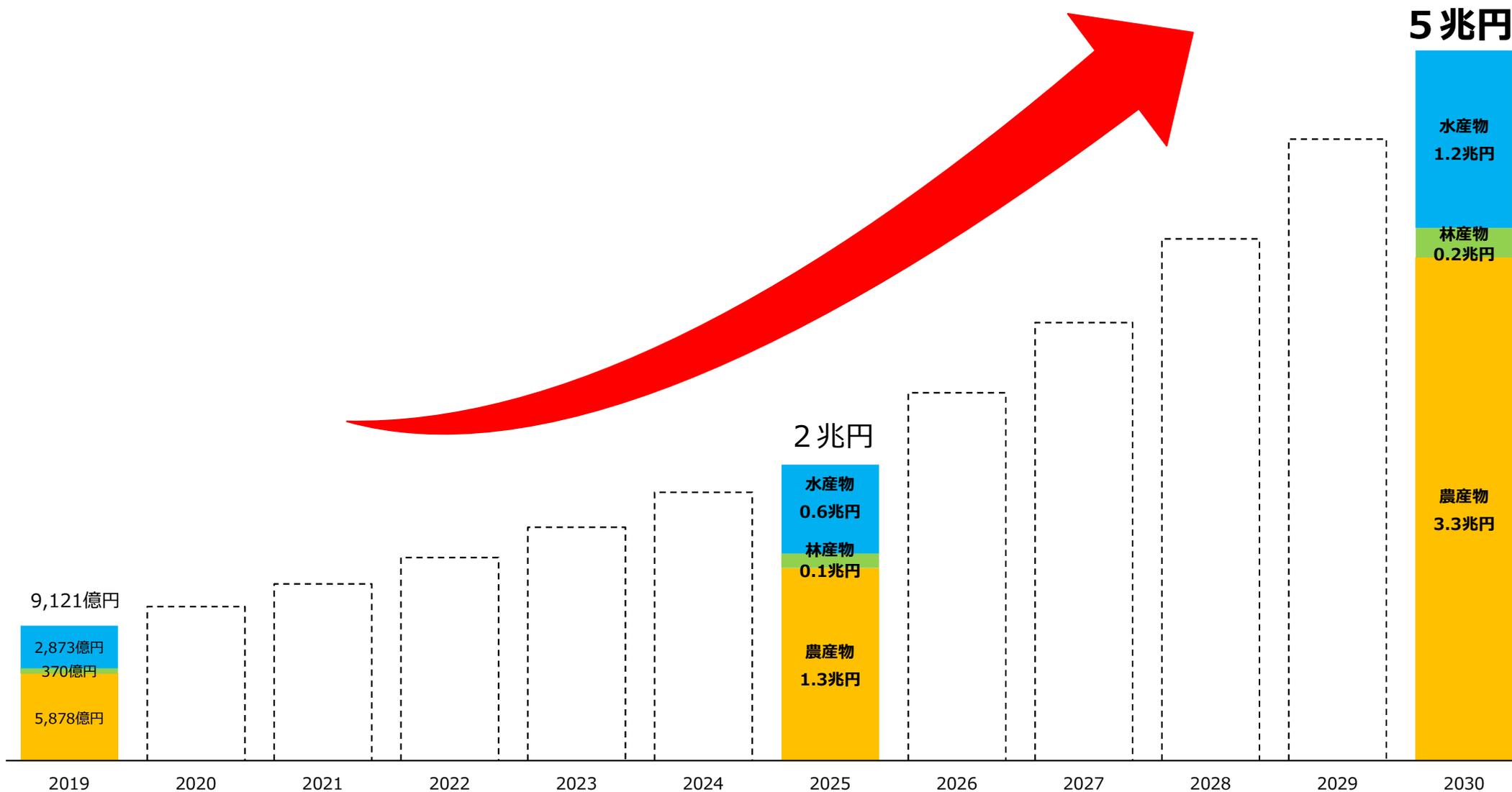
# 農林水産物・食品 輸出額の推移



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

# 新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

# 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 政府の輸出額目標（2025年までに2兆円、2030年までに5兆円）達成には、**成長する海外市場で稼ぐ方向への転換**が必要。本戦略は農林水産事業者の利益拡大と輸出拡大を実現するために策定（令和2年12月策定、令和5年12月最終改訂）
- 輸出拡大には、**海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産販売**する体制（プロダクトアウトからマーケットインへの転換）が必要
- 本戦略では、**3つの基本的考え方**に基づいて政策を立案

## 3つの基本的な考え方と具体的施策

### 1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される日本の強みがある**輸出重点品目**（現在**29品目**）を選定し、**各品目でターゲット国・地域と輸出目標を設定**
- 輸出重点品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う**認定品目団体の取組の強化**
- 輸出先国・地域に**輸出支援プラットフォーム**を設置し、現地で輸出事業者を専門的・継続的に支援

### 2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- リスクを取って輸出に取り組む**事業者の投資への支援**（公庫融資、税制特例等）
- **マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開**
- **地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成を支援**するとともに、「**フラッグシップ輸出産地**」（仮称）を選定し支援
- **輸出人材の育成・確保**
- 輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の**海外展開の支援**

### 3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和に向けて政府一体となった協議を実施**
- 輸出加速を支えるため、**輸出証明書発行や施設認定など輸出先国・地域の規制への対応**について、政府一体となって体制整備
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

# 輸出規制に対応できる産地の育成

- 農林水産物の輸出に際し、輸出先国から求められる各種規制は、国ごと、品目ごとに国内の基準と異なるため、国内向けの産品を、日本より規制が厳しい国へそのまま輸出することは難しい。
- 拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制措置を踏まえながら、規制に対応した産地をさらに増加させていく必要がある。

## 輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

| 規制対応の種類                    | 規制の内容・例  |
|----------------------------|--|
| 食品衛生                       | ○ 輸出先国から求められる衛生条件に対応した施設である旨の認定等が必要（例：米国・EU等向けの牛肉輸出には施設認定が必要）                                  |
| 動植物検疫                      | ○ 輸出先国によって異なる検疫措置に対応や産地の登録が必要（例：米国向けりんご輸出には生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要、タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理が必要） |
| その他<br>（残留農薬、食品添加物、容器・包装等） | ○ 国内と異なる残留農薬基準や食品添加物規制、容器・包装基準等に対応する必要   |

【対応が必要な輸出先国の検疫措置の例（りんご）】

| 輸出規制の厳しさ | 輸出国 | 検疫の有無 | 検疫措置     |        |                                 | 輸出実績（R3） |
|----------|-----|-------|----------|--------|---------------------------------|----------|
|          |     |       | 生産者・園地登録 | 選果場の登録 | その他                             |          |
| 低        | 香港  | 無     | —        | —      | —                               | 35億円     |
| 高        | タイ  | 有     | 要        | 要      | —                               | 4億円      |
|          | 米国  | 有     | 要        | 要      | ・低温処理<br>・臭化メチルくん蒸<br>・日米合同輸出検査 | 2.5百万円   |

## これらの規制等に対応した産地は限定的であり、さらに増加させていく必要がある

- 牛肉輸出認定施設は、米国向け15施設、EU向け11施設、香港向け14施設、台湾向け26施設、シンガポール向け20施設（成牛処理実績のある国内の食肉処理施設123施設）
- 米国向けに園地登録されたりんごの生産園地は4園地、約7ha（全国のりんご栽培面積36,300ha）
- タイ向けに園地登録されたかんきつ類の生産園地は41園地、約26ha（全国のかんきつ類栽培面積62,100ha）

（注1）輸出拡大実行戦略における米国・EU等向け施設整備目標は25施設、台湾・シンガポール等向けは40施設（2025年）  
（注2）全国の栽培面積は令和4年作物統計による

マーケットインの発想で取り組む輸出産地の育成を加速化させることが必要

# 輸出産地の形成に向けた支援

- 昨年から輸出産地の形成に向けて、都道府県、JA、地域商社等と連携し、生産から流通・販売まで一気通貫で産地をサポートする体制づくりや輸出先国の規制・ニーズに応じて生産体系や流通体系の転換に取り組む産地への支援を行っているところ。

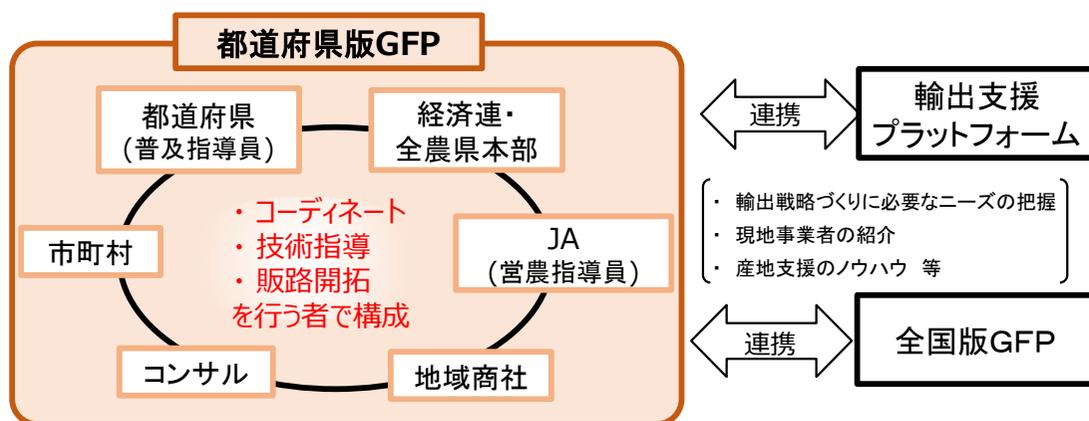
## GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

- **都道府県やJA、地域商社等が連携し**、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**都道府県版GFPの組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**。
- R4補正では、北海道、静岡、岐阜、新潟、京都、熊本、宮崎、鹿児島が事業に参画。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

| 輸出先国            | 植物検疫                                       | 残留農薬基準値（例）<br>(ppm) |          | 輸出実績<br>(R3) |
|-----------------|--|---------------------|----------|--------------|
|                 |  | アセタミプリド             | フェンハレレート |              |
| 香港              | 無  | 1                   | 2        | 35億円         |
| タイ              | 園地・選果場の登録                                  | 0.8                 | 0.02     | 4億円          |
| 米国              | 園地・選果場の登録<br>+<br>・臭化メチルくん蒸<br>・日米合同輸出検査 等 | 1                   | 不検出      | 2.5百万円       |
| (参考) 日本の残留農薬基準値 |  | 2                   | 2        |              |

## 都道府県版GFPの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



## 使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入



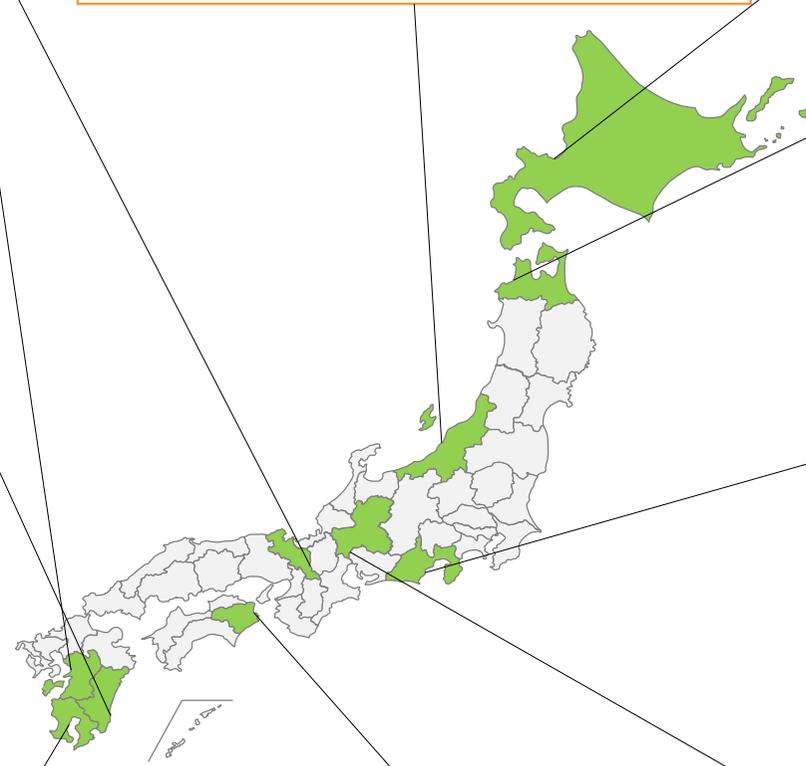
## 集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

# GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト採択地区一覧



## 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会(茶)

＜京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画＞

### 「京の米で京の酒を」推進会議(日本酒)

＜京都府、JA全農京都、酒米生産者、酒造会社等が参画＞

- ▶ 茶：輸出向けの有機栽培、減農薬栽培園地を拡大・団地化
  - ▶ 日本酒：欧州の嗜好にあった酒米(祝2号)に一齐転換するとともに、祝2号の特色を生かした日本酒を開発
- また、EU向けに茶と日本酒のコンテナ混載による輸出を拡大

## 熊本県(いちご、メロン)

＜熊本県、経済連・JA、輸出商社、資材業者等が参画＞

- ▶ いちご：県育成品種について、台湾向けの防除体系を確立・普及
- ▶ メロン：ニーズの高い赤肉品種への作付け転換を行うとともに、スーパークーリングシステム等を活用した鮮度保持輸送を実証

## みやざき『食と農』海外輸出促進協議会(きんかん、日向夏、かんしょ)

＜宮崎県、経済連・JA、農業法人、輸出商社等が参画＞

- ▶ きんかん：台湾向けの残留農薬基準をクリアする新たな生産体系の確立・普及により、輸出仕向けの供給量の拡大を図るとともに、出荷期間を延長
  - ▶ 日向夏(果汁)：EU向けの新たな防除体系を導入する園地への転換と併せ、紙バックに代わるEU規制に対応した容器を開発
  - ▶ かんしょ：基腐病の発生リスクの少ない地域に輸出専用団地を形成し、ドライコンテナを使った輸出により腐敗リスクを低減
- また、上記品目について近隣県の地方港からの輸出を拡大

## 鹿児島県(かんしょ、きんかん、ぶり・かんぱち)

＜鹿児島県、経済連、農業法人、漁協、輸出商社等が参画＞

- ▶ かんしょ：世界的な有機ニーズに対応し、輸出向けの有機栽培園地を拡大
  - ▶ きんかん：台湾向けの残留農薬基準をクリアできるよう、防除暦の作成・県内他産地への普及により、輸出に取り組む生産者を拡大
  - ▶ ぶり・かんぱち：天然種苗に依存せず県内で育成した人工種苗の活用により持続的な輸出産地を育成
- また、上記品目について県内港からの輸出を拡大

## 新潟県(コメ、日本酒、錦鯉)

＜新潟県、JA、農業法人、酒造組合、錦鯉団体、輸出商社等が参画＞

- ▶ コメ：コスト低減に資する直播栽培や減農薬などの環境に配慮した生産方法への転換により競争力を強化
  - ▶ 日本酒：県オリジナルの麹菌、酵母を使った輸出用日本酒の開発と併せ、県内の小口取引をまとめて大ロットで輸出
  - ▶ 錦鯉：AI技術等を活用し病気に罹患していない商品価値の高い錦鯉の生産体系を確立
- また、上記品目の混載による地元空港からの直接輸出を拡大

## 徳島県(いちご)

＜徳島県、(株)世界市場、農業法人、農薬メーカー等が参画＞

- ▶ 台湾向けいちごの産地形成に向け、輸出商社と農薬メーカーが連携し、防除暦を作成、普及
- ▶ 鮮度保持技術の知見を有する技術者による研修を行うとともに、フライト時刻から逆算して出荷から現地までのコールドチェーンを確立

## 北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会(コメ、かんしょ、たまねぎ)

＜北海道、ホクレン、JA、JETRO、コンサル等が参画＞

- ▶ コメ：米国向けに直播を活用した多収品種の栽培面積を拡大
- ▶ かんしょ：輸出向けのかんしょの増産・品質改善を進めるとともに、長期保管技術の確立により出荷期間を延長
- ▶ たまねぎ：台湾でのニーズが高いうち大玉を鮮度保持したままで届ける生産・流通体系を確立

## アスノツガル輸出促進協議会(りんご)

＜(株)日本農業、生産組合、生産法人等が参画＞

- ▶ 農家段階での粗選果、木箱使用、市場までの運搬等をなくした、農家負担の小さい新たな集荷システムを導入
- ▶ 上記を通じて農家に栽培に集中してもらい、傷や色むらのない輸出向きの大玉・小玉りんごに特化した生産を拡大

## 静岡茶輸出拡大協議会(茶)

＜静岡県、経済連、茶生産者、茶商、JETRO等が参画＞

## 静岡県かんしょ輸出促進協議会(かんしょ)

＜静岡県、(株)日本農業、農業法人・生産者、資材業者等が参画＞

- ▶ 茶：県内4地区の産地で、有機栽培園地等を拡大し、地元港を活用した北米向け大ロット混載輸出を推進
- ▶ かんしょ：荒廃農地(20ha)を再生し、輸出用かんしょを増産することにより、コンテナ満載を前提とした輸出体系を構築

## 岐阜県農林水産物輸出促進協議会(かき)

＜岐阜県、JA全農岐阜・JA、輸出商社、JETRO等が参画＞

- ▶ 県内3地区で選果梱包施設の認定を取得し、タイの検疫条件等に対応した県オリジナルブランド柿をはじめとする柿の輸出産地を形成
- ▶ 品質保持技術の確立と併せ、貯蔵・包装を行う中間拠点の設置により効率的な物流ルートを構築

# 輸出促進に関する国とJAグループとの連携体制

- 大規模輸出産地の形成に当たっては、国内流通の大宗を占めるJAグループの取組が必要不可欠。JAグループが総力を挙げ、輸出産地の課題を踏まえたより効果的な指導を行うことができるよう、農林水産省とJAグループとが協議する場を設け、連携して輸出産地を育成することとしたところ（本年1月に輸出関係連絡協議会を設置）。

## 輸出関係連絡協議会

### 【構成員】

- ・(一社)全国農業協同組合中央会代表理事会長、 全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長、  
農林中央金庫代表理事理事長
- ・農林水産大臣、農林水産省輸出・国際局長

年1回程度定期的に意見交換

### 検討課題

- ① **輸出先国の規制やニーズに対応したモデル輸出産地の形成：**  
輸出に意欲のある農協を対象に、重点的なサポートを実施
- ② **効率的な輸出物流体制の構築：**  
国内コールドチェーンの構築等を通じてロス率の小さい効率的な輸出物流を確立
- ③ **輸出人材の育成：**  
農業者、JA職員等を対象とした研修等の充実により、輸出を担う人材を育成

## 輸出関係連絡協議会WG(現行のJAグループと農林水産省の輸出関係連絡協議会を改組)

### 【構成員】

(一社)全国農業協同組合中央会農政部次長、全国農業協同組合連合会参事、農林中央金庫営業企画部部長、農林水産省輸出促進審議官、輸出・国際局輸出企画課長、輸出支援課長、国際地域課長、(独)日本貿易振興機構農林水産食品部長

# 輸出産地形成に向けた関係者の声

- 今後、農林水産物の輸出の拡大を図っていく上で、規制に対応した生産を行っている輸出産地の見える化や、輸出産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援の実施など、国内産地や海外バイヤー等関係者の意見を踏まえ、効果的な施策を講じていくことが必要。



国内産地

輸出の取組を始めたいが、  
海外の規制にどのように対応したか等について先進的な輸出産地の取組を参考にしたい



海外バイヤー

日本産の農林水産物を取り扱いたい  
が、  
・どこの産地と交渉をして良いのかが分からない、  
・どのようなところで、どのような生産を行っているか産地のイメージがわからない



大規模  
輸出産地

すでに一定の規模で輸出に取り組んでいるが、  
商流を拡大し、輸出産地としてさらに発展できるよう、  
産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援をお願いしたい

# 「フラッグシップ輸出産地」の選定

- 海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、求められる量で継続的に取り組む輸出産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表する仕組みづくりを進め、輸出産地の増加とあわせて、フラッグシップ輸出産地の更なる拡大・発展を後押し。

## ◆「フラッグシップ輸出産地」の選定・公表

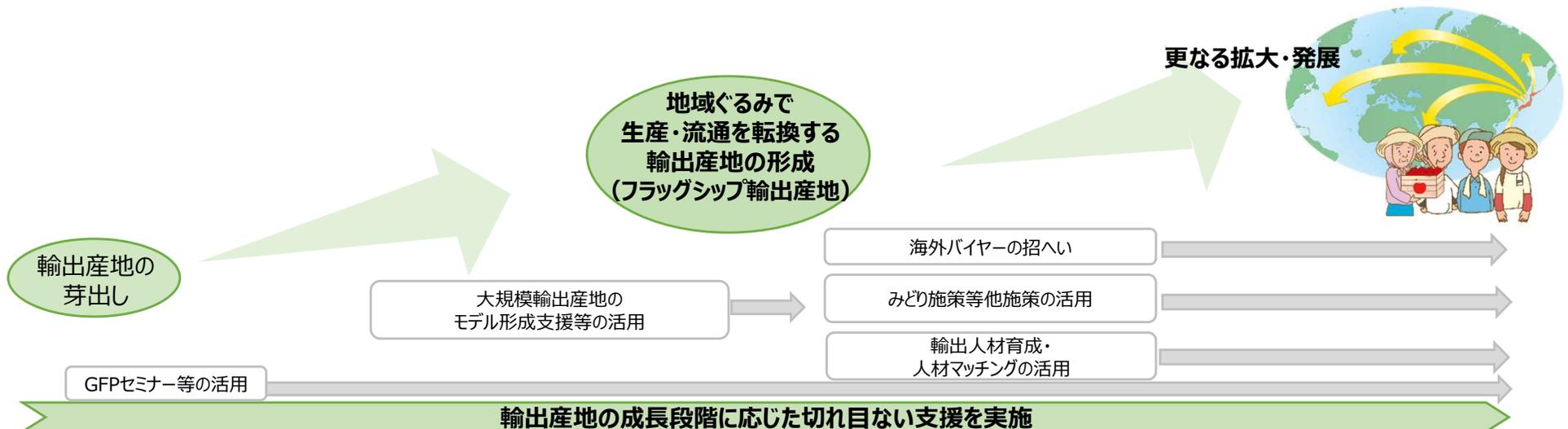
### [対象となる産地]

- ・ 一次産業を主体としてまとまりをもって輸出に取り組む
  - ① 農協・漁協
  - ② 複数の生産者と連携する農業法人等
  - ③ 集落営農

### [選定要件]

- ・ 輸出先国・地域のニーズや、動植物検疫等の規制に対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出していること 等
- ※ 農産物、畜産物、水産物、林産物別に、要件を検討

- 「フラッグシップ輸出産地」を手本として**輸出産地の横展開**を図るとともに、生産者の輸出への意識向上を図る。
- 「フラッグシップ輸出産地」に対しては、**海外バイヤーの招へい、みどり施策等の他施策を活用した支援、GFPによる輸出人材育成や人材マッチング等のサポートの強化**など、切れ目ない支援を行うことにより、その更なる拡大・発展を後押し。



# 本有識者会議における検討事項

## 1 フラッグシップ輸出産地の選定基準等の策定

農産物、畜産物、水産物、林産物の品目ごとの実態等を踏まえ、フラッグシップ産地の選定基準を策定

## 2 フラッグシップ輸出産地の選定

候補産地の中から、選定基準に基づき評価を行い、フラッグシップ輸出産地を選定  
(候補産地は、自薦の他、都道府県、団体等から推薦をしてもらうことを検討)

## 3 フラッグシップ輸出産地向け施策など輸出産地の成長段階に応じた切れ目ない支援の検討

フラッグシップ輸出産地に対する施策など、輸出産地の成長段階に応じた施策を検討

| 2月           | 3月                         | 4月           | 5月                       | 6月                         |
|--------------|----------------------------|--------------|--------------------------|----------------------------|
| 第1回<br>有識者会議 | 第2回<br>有識者会議               | 第3回<br>有識者会議 | 第4回<br>有識者会議             | 第5回<br>有識者会議               |
|              | 1 フラッグシップ輸出産地の<br>選定基準等の策定 |              |                          | 2 第1次<br>フラッグシップ<br>輸出産地選定 |
|              |                            |              | 3 フラッグシップ輸出産地向け<br>施策の検討 |                            |

※ 第1次選定については、青果物・コメ・茶・畜産物を対象に行うこととし、林産物・水産物については、その後に検討予定。